

チャレンジ鹿児島労働局（23年7月）

鹿児島労働局

〒892-0816 鹿児島市山下町 13-21

TEL 099-223-8275

URL <http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

6月の有効求人倍率は0.53倍で、前月と同水準

鹿児島県の6月の有効求人倍率(季節調整値)は0.53倍となり、前月(0.53倍)と同水準となりました。

新規求人倍率(季節調整値)は0.80倍となり、前月(0.89倍)を0.09ポイント下回りました。

新規求人数は前年同月比2.8%の増となり、17ヶ月連続の増加となりました。

産業別では、建設業(17.6%増)は17ヶ月連続の増加、製造業(25.2%減)は5ヶ月連続の減少、運輸業、郵便業(25.9%増)は2ヶ月連続の増加、卸売業、小売業(13.0%増)は4ヶ月連続の増加、宿泊業、飲食サービス業(12.2%増)は6ヶ月連続の増加、医療・福祉(8.8%増)は17ヶ月連続の増加、サービス業(3.4%増)は6ヶ月連続の増加となり、製造業を除く主要産業で増加となりました。

新規求職者数は前年同月比6.1%の減となり、再び減少となりました。

新規常用求職者について態様別で前年同月比でみると、在職求職者(12.9%減)は再び減少となりました。また、離職求職者(6.8%減)も再び減少、無業求職者(7.7%増)は3ヶ月ぶりの増加となりました。

離職求職者の内訳では、事業主都合離職者(14.9%減)は19ヶ月連続で減少し、自己都合離職者(2.8%減)は再び減少となりました。

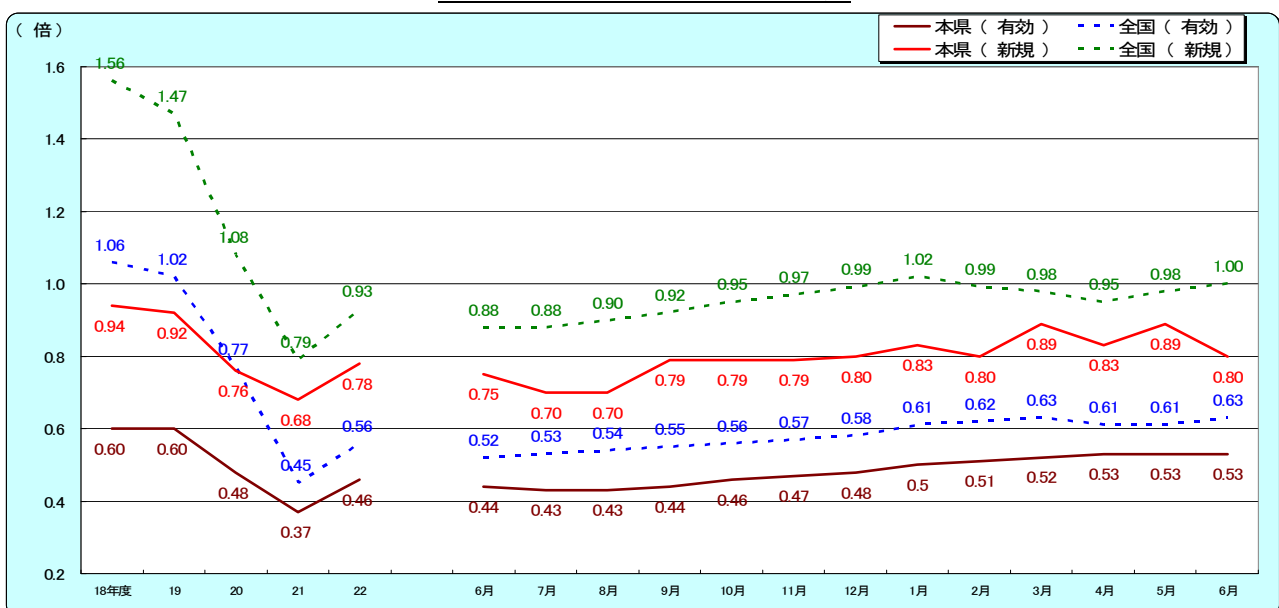
政府の7月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、このところ上向きの動きがみられる。」と据え置き、雇用情勢についても、「東日本大震災の影響により、このところ持ち直しの動きに足踏みがみられ、依然として厳しい。」と前月の表現を踏襲しています。

鹿児島県の雇用情勢は、新規求人数が増加傾向で推移しているものの、一部の産業による大幅な求人の増加、緊急雇用対策事業求人の下支えが大きく、また、有効求職者数は平年と比べると高水準で推移していることから、依然として厳しい状況が続いています。

鹿児島労働局では、厳しい雇用情勢の下、雇用のセーフティネットとして、平成22年9月10日に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」及び平成22年10月8日に閣議決定された「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」に盛り込まれた雇用対策を積極的に活用し、雇用維持や就職支援等に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めて参ります。

(職業安定部職業安定課)

有効(新規)求人倍率の推移



平成23年上半期死傷災害発生状況

全産業における今年6月までの休業4日以上死傷災害の発生状況を見ると、平成23年の上半期の死傷者数は、昨年増加傾向にあった食料品製造業、運輸交通業、商業及び接客娯楽業において各業種10件程度減少したため667人となり、昨年の上半期727人に比べ60人減少した。

増加した主な業種は、窯業・土石製品（前年対比プラス5人）、建築工事業（同プラス11人）、貨物取扱業（同プラス2人）、林業（同プラス2人）で、特に減少傾向にある中、建設業全体の増加（同プラス12人）が目立っている。

また、全産業における死亡者数は9人となり、昨年上半期と同数であった。

増加している業種に対しては、指導・啓発等を重点的に実施することとしている。

（労働基準部健康安全課）

平成23年 業種別死傷災害発生状況(6月末)

鹿児島労働局

業種	年	平成23年		平成22年		増減数	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		667	9	727	9	-60	
鉱山保安法適用を除く		667	9	725	9	-58	
製造業		143	2	159	1	-16	1
食料品		85	1	95	1	-10	
木材・木製品		8		9		-1	
窯業・土石製品		12		7		5	
金属製品		11		11			
機械器具		12	1	12			1
上記以外の製造業		15		25		-10	
鉱業		3		3	1		-1
鉱山保安法適用事業				2		-2	
土石採取業		3		1	1	2	-1
建設業		107	3	95	2	12	1
土木工事業		53	2	53	1		1
建築工事業		43		32		11	
その他の建設業		11	1	10	1	1	
運輸交通業		88	1	93	2	-5	-1
貨物取扱業		11		9		2	
林業		32		30		2	
上記以外の事業		283	3	338	3	-55	
商業		76	2	82		-6	2
保健衛生業		57		58		-1	
接客娯楽業		38		48		-10	
清掃・と畜業		17		26	1	-9	-1
上記以外の事業		95	1	124	2	-29	-1

① 死傷者数は、平成23年6月末までに発生した労働災害の被災者を本年7月7日締めで集計したものです。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。

③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

雇用促進税制による税制優遇措置を受けるために 必要な雇用促進計画の受付が8月1日から始まります

(雇用促進税制の概要)

- 租税特別措置法の改正により、従業員を1年間に10%以上かつ5人以上（中小企業は2人以上）増加させた場合に、事業主に対する税制優遇制度が創設されました。（3年間の時限措置）
- 従業員（雇用保険の一般被保険者）数の増加1人当たり20万円の税額控除を受けられます。

(適用要件)

- 上記の要件のほか、
 - ・ 適用年度と前事業年度に事業主都合の離職者がいないこと。
 - ・ 従業員数の増加に伴い、給与支給総額が一定割合以上増加していること。などの要件があります。詳細は、お問い合わせください。

(手続)

- 当該税制優遇措置を受けるためには、事業年度開始後2か月以内（※）に目標雇用増加数等を記載した雇用促進計画をハローワークに提出する必要があります。

※ 平成23年4月1日から8月31日までに事業年度が開始された企業については、10月31日までに提出する必要があります。

- 事業年度終了後2か月以内にハローワークに雇用促進計画の達成状況の確認を求め、確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書に添付して税務署に申告してください。

(問い合わせ先)

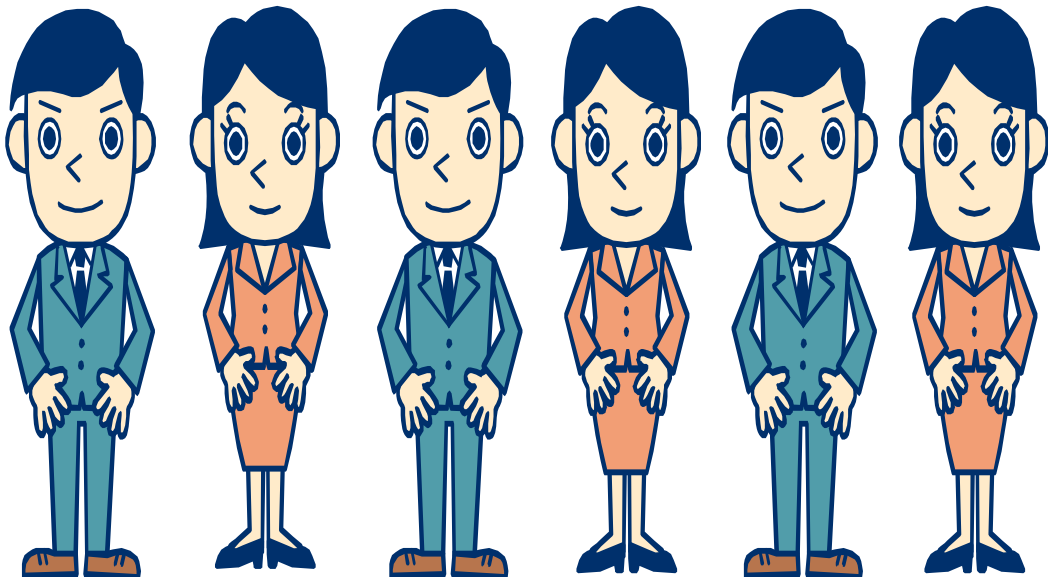
- 雇用促進税制について・・・最寄りの税務署へ
- 雇用促進計画について・・・本社、本店を管轄する労働局又はハローワークへ

(職業安定部職業安定課)

事業主の皆さまへ

雇用を増やした企業に対する 税制優遇制度が創設されました

従業員数の増加1人あたり **20万円** の税額控除を受けられます



- ◆ 「雇用促進計画」をハローワークに提出し、**1年間で5人以上**（中小企業は**2人以上**）、かつ、**10%以上**従業員数を増加させた事業主に対する**税制優遇制度**が創設されました。

従業員数の増加1人当たり20万円の税額控除が受けられます。

※ 税額控除を受けるためには、従業員数の増加のほかにも一定の要件を満たす必要があります（裏面をご覧ください）。



1 税制優遇制度の概要

- ◆ **平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まる**いずれかの事業年度(以下「適用年度」といいます。)(※1)において、雇用者増加数5人以上(中小企業は2人以上)、雇用増加割合(※2)10%以上の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり20万円の税額控除(※3)が受けられます。

※1 個人事業主の場合は、平成24年1月1日から平成26年12月31日までの各暦年

※2 雇用増加割合 = $\frac{\text{適用年度の雇用者増加数}}{\text{前事業年度末日の雇用者総数}}$

※3 当期の法人税額の10%(中小企業は20%)が限度になります

2 税制優遇制度の対象となる事業主の要件

- ◆ 青色申告書を提出する事業主であること
- ◆ 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- ◆ 適用年度に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を5人以上(中小企業の場合は2人以上)、かつ、10%以上増加させていること
- ◆ 適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額(※1)以上であること
- ◆ 風俗営業等(※2)を営む事業主ではないこと

※1 比較給与等支給額 = 前事業年度の給与等の支給額 + 前事業年度の給与等の支給額 × 雇用増加割合 × 30%

※2 風俗営業及び性風俗関連特殊営業

3 事務手続

1. 事業年度開始後2カ月以内(※1)に、目標の雇用増加数などを記載した雇用促進計画を作成し、ハローワーク(※2)へ提出してください。▶ハローワークが、従業員の新規採用を支援します。
2. 事業年度終了後2カ月以内(個人事業主については3月15日まで)に、ハローワーク(※2)で雇用促進計画の達成状況の確認を求めてください。確認を求めてから返送まで約2週間(4~5月は1カ月程度)を要しますので、確定申告期限に間に合うようご注意ください。
3. 確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告してください。

※1 なお、平成23年4月1日から8月31日までの間に事業年度を開始する事業主の場合には、10月31日までに提出してください。

※2 事業主の主たる事業所(連結納税制度を適用している法人の場合は、連結親法人の主たる事業所)の所在地を管轄するハローワークを指します。

雇用促進計画の作成・確認などについては、本社・本店を管轄する労働局又はハローワークまで、税額控除制度については、最寄りの税務署までお問い合わせください。